

新型コロナワクチン予防接種説明書

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症とは、コロナウイルスによって起きる感染症です。主な症状は、発熱・のどの痛み・咳など風邪やインフルエンザの症状に似ていますが、嗅覚異常・味覚異常、下痢などが現れることがあります。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

新型コロナワクチンの有効性

新型コロナワクチンの接種による効果としては、発症予防や重症化予防が報告されています。既感染者でも再感染する可能性はあり、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。また、重症化予防効果は発症予防効果よりも高いことが確認されています。

接種対象者

- ① 65 歳以上の方(接種日時点)
- ② 60～64 歳(接種日時点)までの方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能の障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方。(身体障がい者手帳1級程度の上記以外の内臓疾患の者、肢体不自由は除く)

接種回数

接種期間内に1回のみ

その他

《予防接種を受ける前に》

新型コロナワクチン予防接種を受けることの義務はなく、本人が希望する場合のみの接種です。気になることやわからないことがあれば、接種を受ける前に医師に確認をしてください。医師から説明を聞き、理解した上で「接種する」「接種しない」の判断をしてください。

《予防接種を受けることができない方》

- ① 接種当日、明らかな発熱がある方(体温が37.5℃以上の場合)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症がある方(アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状)
- ④ かかりつけの医師に予防接種を受けない方が良いと言われた方

《予防接種を受ける際に、医師と相談する必要がある方》

- ① 心臓・腎臓・肝臓・血液疾患などの基礎疾患のある方
- ② 過去に他の予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がみられた方
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある方
- ④ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方
- ⑤ 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑥ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

《他の予防接種との接種間隔》

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

《予防接種後の副反応》

新型コロナワクチンの主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。その他、心筋炎、心膜炎が現れることがあるため、接種後数日の間に、胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難などの症状が認められた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① 抗凝固剤(血液サラサラの薬)服薬中の方や、血小板減少症または凝固障害のある方が接種された場合、血液が止まりにくいので、接種後はしっかり圧迫をしてください。
- ② 接種後 15～30 分は、接種した医療機関で待機し、健康状態に異常を感じた場合、速やかに医師に連絡をしてください。
- ③ 注射した部分は清潔を保つようにし、当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしましょう。
- ④ 通常の生活は問題ありませんが、当日の激しい運動や過度の飲酒は控えてください。

《予防接種健康被害救済制度》

定期の予防接種により重篤な健康被害が発生した場合のために、予防接種法により健康被害救済制度が設けられています。住民票のある市町村から福岡県を經由して、厚生労働省へ申請することになります。申請に必要な手続きや流れについて、お住まいの市町村予防接種担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 住民票のある市町村へお問い合わせください。

飯塚市	健康保健課	地域保健係	電話	0948-96-8615
嘉麻市	健康課	健康推進係	電話	0948-42-7430
桂川町	健康福祉課	健康推進係	電話	0948-65-0001